

特定非営利活動法人 たけのこプロジェクト 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人たけのこプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、虐待、非行、貧困その他の理由により居場所がない、または支援を必要とする子どもに対して、社会での生活に必要な情報を提供・発信し、困難に直面し支援を必要とするときにアクセスできる場所を作り、また、安心して滞在できる居場所を提供し、自立に向けた支援を行うなど、子どもの心身の健全な成長発達促進に資する事業を行うとともに、子どもの支援者に子どもの権利擁護のための情報を提供する事業を行い、もって子どもの権利を擁護することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童自立生活援助事業
- (2) 子ども食堂または子どもカフェ運営事業
- (3) 子どもシェルター運営事業
- (4) 子育て家庭支援事業
- (5) 児童養護施設等退所者に対するアフターケア事業（支援事業）
- (6) 子どもの権利の救済活動事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な一切の事業

第3章 会 員

（種 別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

（入 会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書に必要事項を記入して、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の徴収事務等の運用については、理事長に委任する。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 入会金又は会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退 会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面

又は電磁的方法により、遅くとも開催の日の5日前までに、会員に通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会での議決すべき事項について、特別の利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数及び総会に出席した正会員数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 議長の選任に関する事項

- (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名のうえ、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 理事の職務
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、議決事項を記載した書面又は電磁的方法により、遅くとも開催の日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、緊急を要し、かつ出席した理事の3分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 理事会の議事は、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第1項但書、前条第2項、次項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 5 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数、理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名の上、押印しなければならない。

(顧問)

第39条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数にかかる事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者にかかる事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 秋山 侑平

| | |
|----------|-----------|
| 理事（副理事長） | 國富 さとみ |
| 理 事 | 石川 延子 |
| 同 | 竹下（松浦） 真弓 |
| 同 | 矢木 孝 |
| 監 事 | 津久井 進 |

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- | | |
|-----------|---------|
| ・ 入会金（個人） | 5,000円 |
| ・ 入会金（団体） | 5,000円 |
| ・ 年会費（個人） | 10,000円 |
| ・ 年会費（団体） | 10,000円 |

(2) 賛助会員

- | | |
|-----------|-----------------|
| ・ 入会金（個人） | 0円 |
| ・ 入会金（団体） | 0円 |
| ・ 年会費（個人） | 1口 5,000円（1口以上） |
| ・ 年会費（団体） | 1口 5,000円（1口以上） |

役員名簿

特定非営利活動法人たけのこプロジェクト

| 役名 | 氏名 <small>ふりがな</small> | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|--------------|---------------------------|------------|-------|
| 理事長 | あきやま ゆうへい | [Redacted] | 無 |
| | 秋山 侑平 | | |
| 理事 (副理事長) | くにとみ さとみ | | 無 |
| | 國富 さとみ | | |
| 理事 | いしかわ のぶこ | | 無 |
| | 石川 延子 | | |
| 理事 | たけした(まつうら) まゆみ | | 無 |
| | 竹下(松浦) 真弓 | | |
| 理事 | やぎ たかし | | 無 |
| | 矢木 孝 | | |
| 監事 | つくい すずむ | | 無 |
| | 津久井 進 | | |

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

私たちは、弁護士、社会福祉士、元福祉施設職員などで構成される「たけのこプロジェクト」という団体です。虐待を受けたこどもや、様々な事情から非行に及ぼざるを得なかったこども達—そんなこども達の傍らに立ち、ともに歩んでいきたい。そのような思いから、自立支援・居場所支援を行う団体を設立いたします。

私たちはこれまで、児童養護施設、自立援助ホーム、こどもシェルターなどにおいて、傷ついたこども達と向き合ってきました。施設では、温かい食事と安心して眠れる場所を提供し、こども達が少しずつ自分の足で立ち上がろうとする姿を見守ることができました。

けれども、私たちの手が届かない場面がありました。施設に来る前、誰にも助けを求められずに一人で抱え込んでいたこども。施設を巣立った後、社会の荒波の中で行き場を失ってしまった若者。「あのとき、もっと早く出会えていたら」「もう少し長く関わることができたら」—そんな思いを何度も抱えてきました。

こども達は、安心できる場所で愛情を受けながら育つ権利を持っています。それは誰もが生まれながらに持つ、かけがえのない権利です。そして、その権利に応えることは、私たち大人に託された大切な責務だと考えています。

だからこそ私たちは、新たな一步を踏み出すことにしました。施設の中だけでなく、その前も、その後も、こども達のそばにいられる存在でありたい。つまづきながらも未来を少しずつ歩んでいけるよう、その背中を支え、そっと押しあげられる存在でありたい。そう思っています。

そんな願いを込めて、次の3つの活動に取り組んでまいります。

第一に、学校、児童福祉施設、支援機関等を訪問し、こども・若者とその支援者に向けた出前講座を実施します。社会に出る前に知っておいてほしい法律や権利、日々の暮らしを守るための知恵、本当に困った時のSOSの発信先や発信方法—それらを私たち専門家が直接伝えることで、こども達が社会に出てから、必要な支援を求め、受け取る術を身に付けてもらうことを目指します。

第二に、こどもたちが困難に直面し、つまづいたときに、気軽に専門家や支援機関を頼れるよう、また、いつでも必要な情報や支援を受け取れるよう、SNS等のWEBツールも用いて、相互にアクセスできる場所を作ります。

第三に、主に10代後半以降のこども・若者が、いつでもふらっと立ち寄れる居場所をつくります。「今日、ちょっと話を聞いてほしい」「どうしたらいいかわからない」—そんな声に耳を傾け、必要なときには専門家につなぎ、一人で抱え込まなくていいんだよと伝えられる場所にしていきたいのです。

春になると、竹林では地面を押し上げて小さなたけのこが顔を出します。やわらかな土を突き破り、空に向かってまっすぐに伸びていくその姿は、これから社会へ羽ばたこうとするこども達の姿と重なります。私たちは、そんなこども達の傍らに寄り添い、手を携えながら、ともに育て、ともに見守っていきたいと願っています。

どんなに厳しい環境の中で育ったこどもであっても、温かいまなざしと適切な支えがあれば、たけのこのようにすくすくと、まっすぐに成長していくことができる—私たちはそう信じています。「たけのこプロジェクト」という名前には、こども達の未来への希望と、私たち大人の揺るぎない決意が込められています。

そして、こうした活動を実効性のあるものとし、構成員の変動に影響されず安定的に活動を継続していくため、また、居場所となる拠点の確保や、他団体との連携を円滑に行うために、私たちは、法人として独立した権利義務の主体として活動することが必要と考えました。そして、営利を目的とせず、広く市民の参画を得ながら社会課題の解決に取り組めるようにするため、特定非営利活動法人として、設立することといたしました。特定非営利活動法人として、活動内容や財務状況の透明性を徹底することで、地域社会からの信頼を得ることが、私たちの活動を広げていくために必要であると考えています。

以上、設立趣旨といたします。

2 申請に至るまでの経緯

- | | |
|---------|--|
| 令和7年4月 | 弁護士、社会福祉士、元福祉施設職員等の有志により、「たけのこプロジェクト」準備会を発足し、こどもの自立支援・居場所支援についての検討を開始。 |
| 令和7年9月 | こども達とのふれあいイベント「こどもの権利ってなあに？」開催 |
| 令和7年11月 | 神戸市内の福祉団体等との交流イベント「天国屋マルシェ」に参加 |
| 令和8年2月 | 設立総会開催 |

令和8年2月

特定非営利活動法人たけのこプロジェクト
設立代表者
氏名 秋山 侑平

令和8年度（設立初年度）の事業年度の事業計画書

法人設立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人たけのこプロジェクト

1 基本方針

令和8年度は、設立初年度として、子ども・若者の自立支援及び居場所支援に向けた基盤整備を行う。まず、子どもの権利の救済活動事業として、学校、児童福祉施設、支援機関等への出前講座を開始し、子ども・若者とその支援者に対して、社会に出る前に知っておいてほしい法律や権利、SOSの発信方法等を伝える活動を展開する。また、SNS等のWEBツールを活用し、子どもたちが困難に直面した際に気軽に専門家や支援機関にアクセスできる仕組みの構築を進める。さらに、子どもの権利や社会的養護に関する理解を広めるためのシンポジウムやイベントを開催し、活動の周知と支援者の拡大を図る。こども食堂・こどもカフェ運営事業、子どもシェルター運営事業、児童自立生活援助事業、子育て家庭支援事業及び児童養護施設等退所者に対するアフターケア事業については、令和9年度以降の本格実施に向けた準備・調査を進める。

2 特定非営利活動に係る事項

| 事業名 | 事業内容 | 実施日時 | 実施場所 | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲及び人数 | 事業費（収益）の予算額（千円） |
|------------------------|---|----------|------|--------|---|-----------------|
| 児童自立生活援助事業 | 自立援助ホームを設置運営し、義務教育を終了した児童等であって、児童養護施設等を退所した者等に対し、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行う。 | 令和10年度以降 | 神戸市内 | 未定 | 自立のための援助を必要とする子ども・若者 人数：未定 | 0 |
| こども食堂 またはこどもカフェ運営事業 | 主に10代後半以降の子ども・若者が、いつでも気軽に立ち寄れる居場所を設置・運営する。「今日、ちょっと話を聞いてほしい」「どうしたらいいかわからない」という声に耳を傾け、必要なときには専門家につなぐ。 | 令和9年度以降 | 神戸市内 | 未定 | 虐待、非行、貧困等により居場所を必要とする子ども・若者 (概ね15歳～20歳) 人数：未定 | 0 |
| 子どもシェルター運営事業 | 子どもシェルターを設置運営し、虐待、非行等により居場所のない子どもに、一時避難場所を提供する。避難してきた子どもに対して | 令和10年度以降 | 神戸市内 | 未定 | 虐待、非行、貧困等により居場所を失った子どもたち（概ね13 | 0 |

| | | | | | | |
|------------------------------|---|----------|-----------------------------|----|--|-----|
| | は衣食も提供し、法的・心理的ケアを行う。 | | | | 歳～19歳) 人数：12名程度 | |
| 子育て家庭支援事業 | 保護者が疾病等によって、その児童の養育が一時的に困難となった場合や母子等が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童を一時的に養育保護する。 | 令和10年度以降 | 神戸市内 | 未定 | 左記記載の事情により、緊急一時的に保護を必要とするこどもたち 人数：未定 | 0 |
| 児童養護施設等退所者に対するアフターケア事業（支援事業） | 児童養護施設等を退所する子ども、ないしは退所した子どもに対して、相談支援を行う。生活、就労、対人関係等の困りごとに寄り添い、必要な支援につなぐ。 | 令和10年度以降 | 神戸市内 | 未定 | 児童養護施設等を退所する、ないしは退所した子ども・若者 人数：未定 | 0 |
| 子どもの権利の救済活動事業 | 学校、児童福祉施設、支援機関等を訪問し、子ども・若者とその支援者に向けた出前講座を実施する。社会に出る前に知っておいてほしい法律や権利、日々の暮らしを守るための知恵、SOSの発信方法等を専門家が直接伝える。また、SNS等のWEBツールを用いて、子どもたちが困難に直面した際に気軽に専門家や支援機関にアクセスできる場所を構築・運営する。さらに、子どもの権利や社会的養護に関する理解を広めるため、シンポジウムやイベントを開催する。 | 年間12回程度 | 神戸市内の施設等 (賀川記念館 天国屋カフェ等) | 10 | 児童福祉施設、学校等の子ども・若者及び支援者、一般市民 人数：延べ100名程度 | 100 |
| その他、この法人の目的を達成するために必要な一切の事業 | 上記各事業以外に、この法人の目的である子どもの心身の健全な成長発達促進及び子どもの権利の擁護を達成するために、必要な非営利活動を行う。 | 随時 | 神戸市内 | 未定 | 虐待や非行等により居場所を失った子ども達、自立のための援助を必要とする子どもたち及び一般市民等 人数：未定 | 0 |

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年12回

(2) 事務局体制

理事長：秋山 侑平 副理事長：國富 さとみ

理事：石川 延子、竹下（松浦） 真弓、矢木 孝 監事：津久井 進

令和9年度の事業年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人たけのこプロジェクト

1 基本方針

令和9年度は、こども食堂またはこどもカフェ運営事業を新たに開始し、主に10代後半以降の子ども・若者がいつでも気軽に立ち寄れる居場所の提供を行う。引き続き、子どもの権利の救済活動事業として、学校、児童福祉施設、支援機関等への出前講座、SNS等を活用した相談・情報発信、シンポジウムやイベントの開催を実施する。また、子どもシェルター運営事業、児童自立生活援助事業、子育て家庭支援事業及び児童養護施設等退所者に対するアフターケア事業については、令和10年度以降の実施に向けた準備を進める。

2 特定非営利活動に係る事項

| 事業名 | 事業内容 | 実施日時 | 実施場所 | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲及び人数 | 事業費（収益）の予算額（千円） |
|--------------------|--|----------|----------------|--------|---|-----------------|
| 児童自立生活援助事業 | 自立援助ホームを設置運営し、義務教育を終了した児童等であって、児童養護施設等を退所した者等に対し、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行う。 | 令和10年度以降 | 神戸市内 | 未定 | 自立のための援助を必要とする子ども・若者 人数：未定 | 0 |
| こども食堂またはこどもカフェ運営事業 | 主に10代後半以降の子ども・若者が、いつでも気軽に立ち寄れる居場所（こどもカフェ）を設置・運営する。「今日、ちょっと話を聞いてほしい」「どうしたらいいかわからない」という声に耳を傾け、必要ときには専門家につなぐ。 | 年間12回程度 | 神戸市内のレンタルスペース等 | 15 | 虐待、非行、貧困等により居場所を必要とする子ども・若者（概ね15歳～20歳） 人数：延べ100名程度 | 50 |
| 子どもシェルター運営事業 | 子どもシェルターを設置運営し、虐待、非行等により居場所のない子どもに、一時避難場所を提供する。避難してきた子どもに対しては衣食も提供し、法的・心理的ケアを行う。 | 令和10年度以降 | 神戸市内 | 未定 | 虐待、非行、貧困等により居場所を失った子どもたち（概ね13歳～19歳） 人数：未定 | 0 |
| 子育て家庭支援事業 | 保護者が疾病等によって、その児童の養育が一時的に困難となった場合や母子等が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童を一時的に養育保護する。 | 令和10年度以降 | 神戸市内 | 未定 | 左記記載の事情により、緊急一時的に保護を必要とする子どもたち 人数：未定 | 0 |

| | | | | | | |
|------------------------------|---|----------|-----------------------------|----|--|-----|
| 児童養護施設等退所者に対するアフターケア事業（支援事業） | 児童養護施設等を退所する子ども、ないしは退所した子どもに対して、相談支援を行う。生活、就労、対人関係等の困りごとに寄り添い、必要な支援につなぐ。 | 令和10年度以降 | 神戸市内 | 未定 | 児童養護施設等を退所する、ないしは退所した子ども・若者 人数：未定 | 0 |
| 子どもの権利の救済活動事業 | 学校、児童福祉施設、支援機関等を訪問し、子ども・若者とその支援者に向けた出前講座を実施する。社会に出る前に知っておいてほしい法律や権利、日々の暮らしを守るための知恵、SOSの発信方法等を専門家が直接伝える。また、SNS等のWEBツールを用いて、子どもたちが困難に直面した際に気軽に専門家や支援機関にアクセスできる場所を構築・運営する。さらに、子どもの権利や社会的養護に関する理解を広めるため、シンポジウムやイベントを開催する。 | 年間12回程度 | 神戸市内の施設等 (賀川記念館 天国屋カフェ等) | 15 | 児童福祉施設、学校等の子ども・若者及び支援者、一般市民 人数：延べ150名程度 | 150 |
| その他、この法人の目的を達成するために必要な一切の事業 | 上記各事業以外に、この法人の目的である子どもの心身の健全な成長発達の促進及び子どもの権利の擁護を達成するために、必要な非営利活動を行う。 | 随時 | 神戸市内 | 未定 | 虐待や非行等により居場所を失った子ども達、自立のための援助を必要とする子どもたち及び一般市民等 人数：未定 | 未定 |

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年12回

(2) 事務局体制

理事長：秋山 侑平 副理事長：國富 さとみ

理事：石川 延子、竹下（松浦） 真弓、矢木 孝 監事：津久井 進

特定非営利活動法人たけのこプロジェクト

令和8年度活動予算書
 成立の日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | | |
|-------------------|---------|---------|---------|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取年会費(個人15名) | 150,000 | | |
| 賛助会員受取年会費(個人25名) | 125,000 | | |
| 入会金受取会費(個人正会員15名) | 75,000 | 350,000 | |
| 2. 受取寄付金 | | | |
| 受取寄付金 | 200,000 | 200,000 | |
| 3. 受取助成金等 | | | |
| 受取地方公共団体助成金 | 0 | | |
| 受取民間助成金 | 100,000 | 100,000 | |
| 4. 事業収益 | | | |
| 子どもの権利の救済活動事業収益 | 100,000 | 100,000 | |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | 0 | | |
| 雑収益 | 0 | 0 | |
| 経常収益計 | | | 750,000 |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1)人件費 | | | |
| 給与手当 | 0 | | |
| 法定福利費 | 0 | | |
| 人件費計 | 0 | | |
| (2)その他経費 | | | |
| 講師謝金 | 100,000 | | |
| 消耗品費 | 30,000 | | |
| 印刷費 | 80,000 | | |
| 通信費 | 30,000 | | |
| 保険料 | 0 | | |
| 会場費 | 0 | | |
| 会議費 | 0 | | |
| シンポジウム開催費 | 50,000 | | |
| その他経費計 | 290,000 | | |
| 事業費計 | | 290,000 | |
| 2. 管理費 | | | |
| (1)人件費 | | | |
| 給与手当 | 0 | | |
| 法定福利費 | 0 | | |
| 人件費計 | 0 | | |
| (2)その他経費 | | | |
| 消耗品費 | 0 | | |
| 印刷費 | 30,000 | | |
| 通信費 | 0 | | |
| 旅費交通費 | 50,000 | | |
| 光熱水費 | 0 | | |
| 保険料 | 0 | | |
| 会議費 | 20,000 | | |
| 租税公課 | 0 | | |
| 雑費 | 10,000 | | |
| その他経費計 | 110,000 | | |
| 管理費計 | | 110,000 | |
| 経常費用計 | | | 400,000 |
| 当期正味財産増減額 | | | 350,000 |
| 設立時正味財産額 | | | 15,000 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 365,000 |

特定非営利活動法人たけのこプロジェクト

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | | |
|---------------------|---------|---------|-----------|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取年会費(新入10継続15名) | 250,000 | | |
| 賛助会員受取会費(個人35名) | 175,000 | | |
| 入会金受取会費(10名) | 50,000 | 475,000 | |
| 2. 受取寄付金 | | | |
| 受取寄付金 | 300,000 | 300,000 | |
| 3. 受取助成金等 | | | |
| 受取地方公共団体助成金 | 100,000 | | |
| 受取民間助成金 | 100,000 | 200,000 | |
| 4. 事業収益 | | | |
| 子ども食堂・カフェ運営事業収益 | 50,000 | | |
| 子どもの権利の救済事業収益 | 150,000 | 200,000 | |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | 0 | | |
| 雑収益 | 0 | 0 | |
| 経常収益計 | | | 1,175,000 |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1)人件費 | | | |
| 給与手当 | 0 | | |
| 法定福利費 | 0 | | |
| 人件費計 | 0 | | |
| (2)その他経費 | | | |
| 外部講師謝金 | 150,000 | | |
| 消耗品費 | 50,000 | | |
| 印刷費、SNS等、通信、広報関係 | 150,000 | | |
| シンポジウム開催費用 | 80,000 | | |
| 水光熱費 | 30,000 | | |
| 会場費 | 120,000 | | |
| 会議費 | 0 | | |
| 食材費 | 100,000 | | |
| その他経費計 | 680,000 | | |
| 事業費計 | | 680,000 | |
| 2. 管理費 | | | |
| (1)人件費 | | | |
| 給与手当 | 0 | | |
| 法定福利費 | 0 | | |
| 人件費計 | 0 | | |
| (2)その他経費 | | | |
| 消耗品費、雑費 | 15,000 | | |
| 印刷費 | 40,000 | | |
| 通信費 | 0 | | |
| 旅費交通費 | 80,000 | | |
| 光熱水費 | 0 | | |
| 保険料 | 0 | | |
| 会議費 | 30,000 | | |
| 租税公課 | 0 | | |
| その他経費計 | 165,000 | | |
| 管理費計 | | 165,000 | |
| 経常費用計 | | | 845,000 |
| 当期正味財産増減額 | | | 330,000 |
| 前期繰越正味財産額 | | | 365,000 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 695,000 |